

別添 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 387 号）について

※令和 7 年 11 月 21 日公布

1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）の一部が、令和 7 年 12 月 1 日に施行されることに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）及び児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）の改正等を行うもの。

2. 政令の概要

- 改正内容は以下のとおり。
 - ① 改正法第 3 条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉に係るデータベース及び改正法第 6 条の規定による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児福祉に係るデータベースの整備について、改正法による改正後の障害者総合支援法第 89 条の 2 の 11 第 1 項及び第 2 項並びに児童福祉法第 33 条の 23 の 11 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、匿名障害福祉等関連情報利用者及び匿名障害児福祉等関連情報利用者が納める手数料の額を規定するとともに、手数料を免除することができる者を規定する。
 - ② 上記のほか、改正法の施行に伴う所要の改正を行う。

3. 施行期日等

- この政令は、令和 7 年 12 月 1 日から施行することとした。